

発明の主要部品供給者の侵害責任
～異なる主体が部品を供給した場合の侵害責任～
中国特許判例紹介(134)

2025 年 11 月 10 日

執筆者 所長弁理士 河野 英仁

1. 概要

特許発明の技術的範囲に属する被訴侵害製品を特許権者の許可なく使用した場合、特許権侵害が成立する。

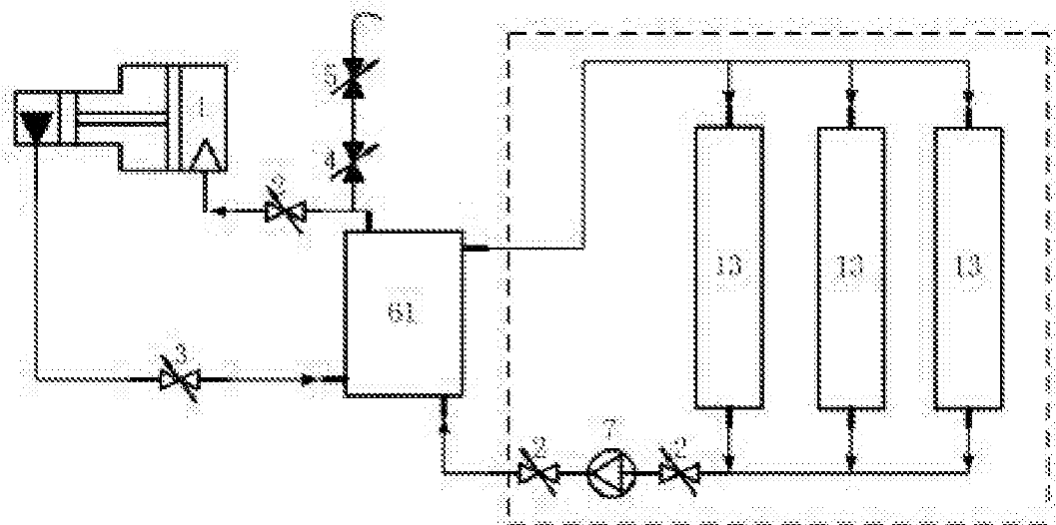
本事件では被訴侵害製品を構成する部品が複数の異なる当事者から提供されており、主要部品とその他の部品群とを組み合わせることで被訴侵害製品の使用上の拠点で設置した部品製造業者が特許の侵害責任を負うか否かが争点となった。

最高人民法院は、部品製造業者が提供する部品は完成品の主要部品であり、完成品の組み立てをも主導して行ったとして、部品の製造業者に対し完成品の製造販売の停止と、損害賠償とを命じる判決を下した¹。

2. 背景

(1)特許の内容

煙台富士通上奇冷凍設備有限公司は「低温での冷媒交換ステーションの冷凍システム」と称する発明特許 201410024785.6(785 特許)を所有している。下記図に示す冷凍システムは、冷媒交換ステーション 61 を備える。



¹ 最高人民法院 2025 年 6 月 12 日判決 (2023) 最高法知民終 373 号

(2)訴訟の経緯

特許権者は、食品会社である B 社が使用する被訴侵害製品が 785 特許請求項 1 の侵害にあたるとして、被訴侵害製品の使用停止を求め、さらに被訴侵害製品の主要部品である冷媒交換ステーションの製造業者であり、かつ、当該冷媒交換ステーションと他の部品群を組み合わせて被訴侵害製品を組み立てた C 社に対し、被訴侵害製品の製造停止と 500 万元（約 1 億円）の損害賠償を求めて、山東省青島市中級人民法院に提訴した。

一審法院は被訴侵害製品が請求項 1 の技術的範囲に属することを認めたが、B 社の既に設置された被訴侵害製品の解体に伴う影響を考慮して、使用停止を認めず代わりに B 社に対して特許使用料 13 万元(約 260 万円)を支払うよう命じる判決を下した²。特許権者は判決を不服として控訴した。

3.最高人民法院での争点

争点：部品製造業者である C 社または完成品の使用者である B 社が被訴侵害製品に対し侵害責任を負うべきか否か

4.最高人民法院の判断

判断：被訴侵害製品の核心部分を製造し、完成品の最終形成を積極的に主導している部品製造業者である C 社は製造者と認定することができる

最高人民法院の判断は以下のとおりである。専利法第 11 条第 1 項は以下の通り規定している。

専利法第 11 条

発明特許権及び実用新型特許権が付与された後、本法に別段の定めがある場合を除き、いかなる機関・組織又は個人も、特許権者の許諾を得ずに、その特許を実施することができず、すなわち、業として、その特許製品の製造、使用、販売の申し出、販売、輸入、又はその特許方法の使用、及びその特許方法により直接得られた製品の使用、販売の申し出、販売、輸入をすることができない。

上述の規定に基づけば、被訴侵害製品の製造者に関し、一般的に言えば、特許技術方案を全体的に再現した主体が、侵害製品を直接製造した侵害責任を負うべきである。異なる主体により提供される複数部品により組成される大型システムについていえば、異なる部品が

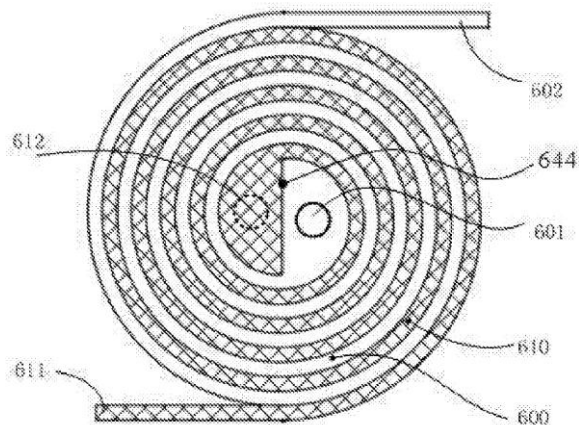
² 山東省青島市中級人民法院 2022 年 10 月 20 日判決（2022）魯 02 知民初 170 号

使用者の場所に入った後、取り付け、組み立てが行われるが、使用者が必ずしも被訴侵害技術方案の形成に影響、主導、コントロールするものではない場合、使用者を、被訴侵害製品の製造者と認定するのは好ましくない。被訴侵害者は被訴侵害製品全体を製造していないが、被訴侵害製品の核心組成部分を製造または提供し、かつ被訴侵害技術方案の最終形成を積極的に主導、決定している場合、被訴侵害者を、専利法意義上の製造行為を実施し、被訴侵害製品の製造者として認定することができる。

対象特許請求項 1 が保護を求める技術方案は主に、冷凍圧縮凝縮ユニット、冷却負荷、冷媒交換ステーションの三つの部分により組成される。本案被訴侵害製品の製造者の認定に関し、本案の証拠、事実に基づけば、部品製造業者である C 社は、食品会社である B 社に対し、シングル冷凍ユニット及び冷媒交換ステーションを提供し、かつ B 社に対し、冷凍圧縮凝縮ユニットの提供者 D 社を紹介し、被訴侵害技術方案の形成を主導しており、被訴侵害製品を製造する行為に対し責任を負うべきであり、B 社は被訴侵害製品の使用者として、被訴侵害技術方案の形成に参加しておらず、被訴侵害製品を製造する行為に対し責任を負うべきではないと認定することができる。主要理由は以下の通りである。なお、第 2 審の途中で特許権者は B 社に対する訴訟請求を取り下げている。

第一に、対象特許請求項 1 の保護を求める技術方案及び明細書の記載に基づけば、冷媒交換ステーションは対象特許発明の目的を実現する核心部品であり、権利侵害主体を認定することの関連性は、冷媒交換ステーションの提供者を認定することにある。対象特許請求項 1 が保護を求める技術方案は主に、冷凍圧縮凝縮ユニット、冷却負荷、冷媒交換ステーションの三部分から組成され、冷凍圧縮凝縮ユニット及び冷却負荷は、冷凍システム中比較的一般に存在する部品であり、請求項 1 が保護を求める技術方案もまた冷凍圧縮凝縮ユニット及び冷却負荷そのものに対し特別な限定を行っておらず、請求項 1 の特徴部分は、冷媒交換ステーションに対し明確な限定を行っており、そこに含まれる多くの技術特徴は、対象特許請求項 1 中の主要内容である。

対象特許明細書[0010]～[0014]段の記載に基づけば、その主要な解決課題は、冷媒交換ステーションの第一密閉空洞及び第二密閉空洞の側壁に渦巻形状を採用し、熱伝導及び熱交換効率を高めることであり、冷凍剤及び冷媒出口位置の設置は、螺旋板式熱交換器構造と相まって、冷凍剤及び冷媒の流向を、減少し、安全上の危険性を低減し、さらに熱交換均一性を高めることができる。



このことから、冷媒交換ステーションは、対象特許発明の目的を実現する核心部品であり、冷媒交換ステーション関連技術特徴は、対象特許請求項 1 の核心内容であり、その関連技術特徴は技術方案の全てを決定し、本案被訴侵害製品の製造者を認定するにあたり、その中で最も為重要な内容は、被訴侵害製品中の冷媒交換ステーションの提供者を認定することである。

第二に、本案の証拠及び事実に基づき、C 社は、B 社に冷媒交換ステーションを提供していたことが認定できる。C 社は、本案において、シングル冷凍ユニットは、冷凍圧縮凝縮ユニットに直接接続して使用でき、自身は単に B 社に冷却負荷を販売していただけと主張している。しかしながら、一審法院の現場検証状況に基づけば、本案被訴侵害製品は大型冷凍庫に使用される。このような状況に対し、一般的に言えば、シングル冷凍ユニット（請求項 1 中の冷却負荷に相当）は、冷媒交換ステーションと組み合わせて使用する必要があり、冷媒と冷凍剤により冷媒交換ステーションで熱交換を行い、降温後の冷媒はシングル冷凍ユニットに流入し、シングル冷凍ユニット内の食品の熱量を吸収し、食品は冷凍され、冷媒温度が上昇し、冷媒は再度冷媒交換ステーションに送られ、冷凍剤と熱交換し降温を実現し、再度シングル冷凍ユニットは冷凍食品を冷凍するのに用いられる。以上の循環流動により、シングル冷凍ユニットの正常運転を実現する。C 社は冷凍設備を提供する専門企業として、明らかに冷媒交換ステーションのシングル冷凍ユニットがなければ正常に運転できないことを認識している。したがって C 社が B 社に冷却負荷及び冷媒交換ステーションを販売したという事実の可能性が高い。

第三に、証拠に基づけば、C 社は冷却負荷及び冷媒交換ステーションを販売していただけでなく、B 社のために、冷却負荷及び冷媒交換ステーションを設置し、さらに B 社に対し、冷凍圧縮凝縮ユニットの提供者である D 社を紹介しており、被訴侵害製品全体の技術方案の形成を主導したことが認定できる。主な理由は以下のとおりである。

最初に、C 社と B 社との間の《工業品売買契約》の契約内容は比較的簡略的であり、設置内容について明確な規定をしておらず、単に「出荷および設置前に 65%を支払う」との支払い契約だけが規定されていた。C 社と訴外第三者との間の工業・鉱業製品売買契約も、両当事者の権利義務を明確に定義していなかった。しかし添付の《シングル冷凍ユニット技術と部品説明書》には、C 社が販売するシングル冷凍ユニットは、訴外第三者が生産するスパイラルプレート式熱交換器が含まれており、C 社が設備の現場での設置及び試運転の責任を負うと記載されていた。

上述の事実に基づけば、C 社が B 社に対し、冷却負荷及び冷媒交換ステーションを販売していたと認定した状況下、また C 社は B 社のために冷却負荷及び冷媒交換ステーションの組み立て設置を行っていたと認定できる。

第四に、B 社は被訴侵害製品の使用者として、製造行為に対する責任を負うべきではない。上述の認定した事実に基づけば、被訴侵害製品中の冷却負荷は C 社により生産されかつ提供され、冷媒交換ステーションは C 社により提供され、冷凍圧縮凝縮ユニットは、訴外第三者により生産され、かつ訴外第三者から B 社に提供されている。このことから、被訴侵害製品中の上述部分は異なる主体により B 社に提供されており、かつ B 社の場所で設置され、組み立てられて完成している。B 社と C 社とが締結した《工業品売買契約》、及び訴外第三者と締結した《工程組み立て契約書》に基づけば、B 社の 2 つの契約書中の主要契約義務は対応する契約金を支払うことであり、B 社が使用する冷凍設備が採用する技術方案に対し、技術上の要求を行っておらず、また B 社が被訴侵害技術方案の形成を主導、コントロールまたは参与したという証拠も存在しない。B 社は使用者として、専利法意義上の製造行為を実施しておらず、一審判決が、B 社が被訴侵害製品を製造したと認定したことは、依拠が不足し、本院は修正する。B 社の被訴侵害製品の製造者ではないという上訴主張は事実及び法律依拠を有し、本院は支持する。

まとめると、本件中 C 社は B 社に対し、対象特許核心部品を含む冷媒交換ステーション及びシングル冷凍ユニットを提供しており、かつ B 社に対し、冷凍圧縮凝縮ユニットの提供者を紹介し、C 社は、被訴侵害技術方案の形成に対し主導的な作用をなしており、被訴侵害製品を製造する行為に対し、直接侵害責任を負うべきである。

5. 結論

最高人民法院は、一審判決を取り消し、部品製造業者である C 社に対し、被訴侵害製品の製造行為の停止、及び、損害賠償額として 50 万元(約 1 千万円)の支払いを命じる判決を下した。

6. コメント

数多くの部品から構成される大型システムについては、当該大型システムの利用者に対する差し止め請求が認められない場合がある。富士化水事件では、水の浄化処理施設に対する特許権侵害が認められたが、差し止めに伴う地域環境への影響を考慮して、施設利用者には差し止めではなく特許料の支払いを命じる判決が下された³。

本事件でも同じく差し止めによる社会資源浪費を考慮して食品会社に対する差し止めは命じず特許使用料の支払いを命じる判決が第1審で下された。第2審では損害賠償が不十分であることから完成品の主要部品を製造し、さらに他の部品を集めて食品会社の工場で完成品を組み立てた部品業者の行為を専利法上の実施行為と認定し、完成品の製造行為の停止と損害賠償を認める判決を下した。環境への影響が大きいインフラ及び大型システムに関する特許権侵害訴訟事件において参考となる事例である。

判決日 2025 年 5 月 26 日

以上

³ 広東省高級人民法院 2010 年 11 月 15 日判決(2010)粵高法民三終字第 445 号